

# まちづくりDXの法的課題の整理

2022年5月12日

@国土交通省「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議」第2回

水野祐（弁護士、シティライツ法律事務所）



Except where otherwise noted, contents on this slide is licensed under a [Creative Commons Attribution 4.0 International license](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/)

# 自己紹介



<https://twitter.com/TasukuMizuno>

- ❑ 弁護士 (シティライツ法律事務所)
- ❑ Creative Commons Japan理事
- ❑ Arts and Law理事
- ❑ 九州大学GIC客員教授 / 慶應義塾大学SFC非常勤講師
- ❑ グッドデザイン賞審査員 (2018-2020、2022-)
- ❑ note株式会社などの社外役員
  
- ❑ 著作
  - ❑ 『法のデザイン - 創造性とイノベーションは法によって加速する』 (フィルムアート社、2017)
  - ❑ 『新しい社会契約 (あるいはそれに代わる何か)』 (WIRED JAPAN連載、2019-) など

# 目次

1. 整理の視点
2. オープンデータ化の法的課題
3. 3D都市モデルの法的課題
  - 3.1. 所有権、施設管理権
  - 3.2. 著作権
  - 3.3. 意匠権
  - 3.4. 商標権、不正競争防止法
  - 3.5. 個人情報保護、肖像権、プライバシー
  - 3.6. 既存資料・データの契約

# 整理の視点

- まちづくりDXの一丁目一番地は**オープンデータ化**。
  - プラットフォームとしての都市（City as a Platform）
  - オープンイノベーション
  - CPS/デジタルツイン
- データクレンジングのみならず、「**リーガルクレンジング**」（データの法的なクリアランス）が重要。
  - 法的課題を整理するのは国の役割。
  - 本資料では、①オープンデータ化、②3D都市モデルの作成・利用における法的課題を整理。
  - 今後、CPS/デジタルツイン技術の進展に伴い、3D都市モデルに物体、車両、人流データ等が加わることで、よりリアルタイム化し、個人に関する情報が都市3Dモデルの一部を構成するようになることが予想されるため、3D都市モデルの作成段階のみならず、利用段階においても個人情報保護、プライバシーに配慮する必要が発生し得る。

# オープンデータ化の法的課題(1)

## ● 官民データ活用推進基本法（2016）

- 国、地方公共団体が保有する公共データをオープンデータ化する義務（法11条）。
- オープンデータ基本方針→**オープンデータ・バイ・デザイン**（行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講じること）
- オープンデータとは、国、地方公共団体および事業者が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータを指す。
  - ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
  - ②機械判読に適したもの
  - ③無償で利用できるもの
- ライセンスは、特別な事情がない限り、「クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス（CC BY 4.0）」または「オープンデータベース・ライセンス（ODbL）」が国際的なデファクトスタンダード

## ● デジタル社会形成基本法（2021）

- 「オープンデータ・バイ・デザイン」等の基本方針を反映。

# オープンデータ化の法的課題(2)

- オープンデータ化の遅れ
  - 特に地方公共団体による取組みが遅れていることを指摘する声が多い\*。しかし...
  - 地方公共団体は予算や知識、人材等の不足を短中期的に補完する要因は見当たらない。
- **地方公共団体と民間事業者の（共同経営的な）データ共有・連携が肝**
  - 民間事業者によるオープンデータ活用・保有データのオープンデータ化のインセンティブ設計が大切。
  - 官民データ活用推進基本法は、民間事業者にも、積極的に官民データ活用の推進を図ること、国・公共団体による施策に協力する**努力義務**を定めている（6条）。
    - 民間事業者にも（許認可と絡めて）一定の公共的データについてデータ共有義務を課すことを検討してもよいのでは？（cf.2017年銀行法改正による銀行APIオープン化）
    - EUデータガバナンス法（DGA）
      - ①公的機関が保有するデータの再利用の推進、②「データ共有サービス事業者（data sharing services）」の届出義務の創設、③**データ利他主義**（data altruism、公益のために自らのデータの利用を認める行為）組織の登録制度の創設。
      - 2022年にデータ法（DA）案を公表。産業データ（industrial data）の共有・利活用（B2B、B2G、B2Cデータ共有）。
      - EUデータ戦略の一環（デジタル単一市場法（DSM）、データ法とセットで実現）。

\*・日本経済新聞「政府オープンデータ「開店休業」2割にアクセス不備」2022年3月20日 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCA25CF30V20C22A2000000/>)

・山口真一「宝の山なのに...自治体のオープンデータ化、進まない3つの理由」（Yahooニュース、<https://news.yahoo.co.jp/byline/yamaquchishinichi/20210909-00256336>)

# オープンデータ化の法的課題(3)

- オープンデータは**無保証、免責（責任制限）**が原則
  - 当該データの正確性・適法性・完全性等は保証せず、かつ、免責（責任制限）が原則。
  - クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス（§5）、オープンデータベース・ライセンス（§7、8）においても無保証および免責（責任制限）の条項あり。
- **社会の基盤となるベース・レジストリ**
  - 正確性や最新性がある程度確保された社会の基盤となるベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）としての性質を3D都市モデルにも求められる可能性がある。
  - しかし、**ベース・レジストリとして正確性・最新性の要請は、オープンデータの無保証・免責の考え方とトレードオフの関係。**ベース・レジストリとしての要請を重視しすぎると、オープンデータ化が進まなくなる、というジレンマ。
    - **オープン化≒「多数の目に晒され、触れられる」**ことによる信頼性の担保という考え方への転換
    - ベース・レジストリとしての正確性・最新性の要請は3D都市モデルの限定された部分にのみ適用すべき？
    - 内閣官房IT 総合戦略室は、ベース・レジストリとして、2022年5月に、土地・地図分野において、電子国土基本図、郵便番号、アドレス、不動産登記簿等を指定（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「ベース・レジストリの指定について」令和3年5月26日）

# オープンデータ化の法的課題(4)

## ● セキュリティ（防犯、テロ対策）への配慮

- プライバシーの観点から撮影・公開を控えるべき範囲と重なる部分も多いが、セキュリティの観点から別個の検討が必要。
  - セキュリティの観点から公開を控えるべきデータまたはデータの一部をクレンジングまたはマスキングする等の対応が必要。
  - データの取得にあたり取得者側に秘密保持義務を課すことや、場合によってはそもそもデータの取得自体を控えるべき場合も。
- セキュリティへの配慮から公開を控えるべき対象としては、個人または民間事業者が所有する建築物・施設の内部の構造、表札、防犯カメラの設置位置、個人資産の特定につながる事項、建物開口部（窓や出入口等）の位置や形状の把握が可能になる情報等が考えられる。
  - 東京都「都市の3Dデジタルマップ整備・運用要件定義書（案）」（2022年3月）P72、73
- マスキング/秘密保持義務を課す/取得自体を控えるべきか等の判断基準・留意点をガイドライン等で整理できると◎



# 3D都市モデルの法的課題(1) 所有権・施設管理権

- 建築物・空間等の撮影・計測行為は、屋内・屋外ともに自由に行うことができるのが原則。
- ただし、所有者や施設管理権者（所有者から管理を委任された者）が撮影・計測行為を**明示的に禁止している場合、契約違反が成立する可能性**あり。
  - ただし、あくまで契約当事者に対する債権的な効果しか有しない（万一契約違反行為により得られたデータを利用した第三者には利用の停止を求めることはできない）。
  - 土地・建物等の外部からの撮影・計測行為に対しては所有権・施設管理権は及ばない。
- 実務的には、所有者・施設管理権者から撮影・計測行為に関する許諾（ロケーションアグリーメント）を得るのが通常。
  - 駅構内等、所有権・施設管理権者が曖昧・複雑な空間における撮影・計測行為をどのようなルールに基づき進めるか？
- 道路、都市公園または河川等の公共空間における**占用許可制度**による制約。
  - 都市3Dモデル作成を円滑に進めるために、許可基準の明確化、許可申請の簡易化、窓口の一本化などを検討？

## 3D都市モデルの法的課題(2) 著作権（建築）

- 建築物の撮影・計測行為、3Dデータによる複製行為については、「**建築の著作物の利用**」（著46条本文）の権利制限規定に基づき、著作権侵害は成立しない。
  - 「建築により複製」（著46条2号）する行為には該当しない。
- そもそも「**著作物**」に該当する建築物等も限定されている。
  - 著作権法上、建築は「著作物」の例として明示されている（著10条1項5号）。
  - しかし、裁判所は、建物としての実用性や機能性とは別に、**独立して美的観賞の対象となるような造形芸術としての美術性を備えた場合に限られる**、と「著作物」と認定することに慎重な姿勢（グルニエ・ダイン事件大阪高裁判決等）。なお、近時の裁判例には、**応用美術と同様の基準**を採用したタコ滑り台事件知財高裁令和3年12月4日判決も。
  - 一方で、ステラマッカトニー事件等、特注の建築物については著作物性を肯定している事例もある（ただし、建築物全体の著作物性に争いがなかった事案）。
- 「**美術の著作物**」にも該当するような建築物の場合（ex.岡本太郎『太陽の塔』）には留意が必要。
  - もっぱらその複製物の販売を目的として複製する行為やその複製物を販売する行為は46条4号に該当し、著作権侵害が成立。

# 3D都市モデルの法的課題(3) 著作権（屋外広告物）

- 3D都市モデルを作成するための看板、サイネージ等の屋外広告物の撮影・計測行為は、原則として「付随対象著作物」（著30条の2）の権利制限規定に基づき、著作権侵害は成立しない。
  - 要件①：「複製伝達行為」（写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の映像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為）
  - 要件②：「付随対象著作物」（当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合）
  - 要件③：「正当な範囲内」（利益を得る目的の有無、分離の困難性の程度、当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし判断）
  - 要件④：著作権者の利益を不当に害することとなる場合（当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし判断）
    - 特定の看板、サイネージ等の屋外広告物に焦点を当てたものはNG？個別具体的に判断せざるを得ないが、留意点等をガイドライン等で整備できると◎。
- 企業ロゴ等はありふれた表現として「著作物」に該当しないものが多い。

# 3D都市モデルの法的課題(4) 著作権（地図、図面、写真等）

- 既存資料・データ（地図、図面、調書、台帳、基本・公共測量成果、基盤地図情報、国土数値情報、地図データ、航空写真、点群データ、CAD・BIMデータ等）から3D都市モデルを作成する場合、**原則としてその複製・翻案等について著作権者の許諾が必要**。
  - 測量等した数値・データそのものは「思想又は感情の表現」ではなく事実であるため、「著作物」とは言えない。
  - 仕様等に基づいて整備した地図や図面、それらのデータには著作権が発生し得る。
    - 地図、図面等の図形の著作物（著10条1項6号）、写真の著作物（著10条1項8号）
  - 「編集著作物」（著12条）または「データベースの著作物」（著12条の2）に該当する場合には、個々の資料・データに発生する著作権とは別個に著作権者の許諾が必要。
- **測量法**
  - 国土地理院が行う基本測量の測量成果の複製・使用に国土地理院長の承認（公共測量については当該測量成果を得た測量計画機関の承認）が必要（測量法29条、30条、43条、44条）。

# 3D都市モデルの法的課題(5) 著作権（同一性保持権）

- 都市3Dモデルの作成を目的としたデータの変換・加工・改変等の行為は、**原則として「やむを得ないと認められる改変」（著20条2項4号）に該当し、同一性保持権侵害は成立しない。**
  - 撮影・計測により新規取得したデータや既存資料・データに著作物が含まれる場合、3D都市モデル化におけるデータの変換・加工・改変等の行為が同一性保持権を侵害しないかが問題になり得る。
  - 「やむを得ないと認められる改変」に該当するかは、**著作物の性質、その利用の目的および態様に照らして判断**される。
  - 都市3Dモデルの作成を目的としたデータの変換・加工・改変等の行為は、**実空間の忠実な再現が求められる**ため、同一性保持権侵害が問題となる場面は限定されると考えてよいのでは？
    - この点、同一性保持権侵害の適用除外として、「建築物の増築、改築、修繕または模様替えによる改変」（著作権法20条2項2号）が定められていることも参考になる。

# 3D都市モデルの法的課題(6) 著作権 (3Dデータ化)

- 3D都市モデルの作成にあたっては、建築物や空間等を撮影・計測する行為、または既存資料・データを3Dデータに変換、修正、加工、改変等する行為等、**3Dデータ化する行為には原則として著作権は発生しない。**
  - 既存資料・データを3Dデータ化するにあたりデータを修正、加工、改変等する行為についても、単にソフトウェアで変換する行為はもちろんのこと、3Dデータに際して一定の抽象化や実用的な観点からの修正、加工、改変等する行為であって、**思想又は感情の創作的な表現ではなく、機能的・実用的な行為**と言えることから、原則として著作権が発生することはないと考えられる。
  - もっとも、これらの修正、加工、改変等する行為が思想又は感情の創作的な表現と考えられるような特別な事情があれば、著作権が発生すると考えられる。
  - 単に対象を忠実に3Dスキャンしたデータは、いかにその計測行為に労力や費用がかかったとしても、思想又は感情の創作的表現とは言えず、著作権は発生しない。
  - 写真撮影行為において比較的ハードルが低く著作権を発生させている実務との均衡または整合が問題？

# 3D都市モデルの法的課題(7) 意匠権

- 意匠権が発生している建築物、内装等を撮影・計測する行為、3Dデータを作成・利用する行為は、**原則として意匠権侵害にならない**。
  - 2019年の意匠法改正により、建築物、内装等の形状が意匠権の対象に追加された（意匠法2条1項、8条の2）→**そもそも意匠権が発生している建築物、内装等はまだ少ない**。
  - 意匠権が侵害の対象行為としている「**実施**」（**建築（物品の製造）、使用、譲渡、貸渡し、譲渡もしくは貸渡しの申出**）に該当しないため、意匠権の直接侵害は成立しない（23条、建築物については2条2項2号、内装については2条2項1号）。
  - **ただし、間接侵害行為（直接侵害を惹起する蓋然性が高い準備・幫助的行為）への該当性が問題**となる（38条各号）。
    - 当該3Dデータそのものから3Dプリンティングにより精巧な物品を出力できる、3Dプリンティング直前の状態の3Dデータは、登録意匠に係る物品の製造にのみ用いると評価し得るため、間接侵害の成立が認められる余地あり？
    - もっとも、3D都市モデルの作成・公開については、必ずしも3Dプリンティングによる出力を目的としているものではないため、間接侵害が成立する可能性は極めて低いと考えて差し支えないだろう。

# 3D都市モデルの法的課題(8) 商標権、不正競争防止法等

## ● 商標権

- 立体商標権を有する建築物や商標権を含む屋外広告物・建築物を撮影・計測する行為、それらを含んだ3D都市データを作成・利用する行為は、**原則として「商標的使用」（商標法26条1項6号）に該当せず、商標権侵害は成立しない。**
  - 立体商標権が発生している特定の建築物、商標権が発生している屋外広告物・建築物を撮影・計測した3Dデータを単体で作成・利用（公開、販売等）するような特別な事情がある場合には、商品・サービスの出所表示機能を侵害するため、商標権侵害が成立し得る。
  - そもそも、立体商標として商標権を獲得している建築物は、東京タワー、東京スカイツリー、フジテレビ本社ビル、代官山蔦屋書店の外観等に限定されている。

## ● 不正競争防止法

- **原則として不競法上の「商品等表示」、混同惹起行為（不競法2条1項1号）に該当しない。**
  - 特別顕著性等の要件をみたし、「商品等表示」として例外的に保護される建築物（の外観）・内装は限定的（コメダ珈琲店事件東京地裁平成28年12月19日決定）。特定の建築物・内装等を対象にした行為に限定される。

## ● 物のパブリシティ権

- 裁判所はパブリシティ権をあくまで人格権に根ざすものであるという態度を取っており、人以外のパブリシティ権を否定している（ギャロップレーサー事件最高裁平成16年2月13日判決等）。



# 3D都市モデルの法的課題(9) 個人情報保護

- 個人情報保護法は、**特定の個人を識別できる情報**を「個人情報」と定義し、顔・歩行情報を「**個人識別符号**」として個人情報と取り扱うことを規定（法2条1項、施行令1条1項1号ロ、ホ）。
  - 個人情報を取得する場合：利用目的の特定、目的外利用の制限等、適正取得等の義務。
  - 個人データに該当する3D都市モデルを一般に公開する場合：第三者提供に該当するため個別同意が必要。
- 個人情報該当性の具体的な検討
  - 上空からの撮影・計測は、個人の特定は困難なため、原則として個人情報には該当しない。
  - 地上での撮影・計測は、側面から顔や容貌の判読が容易になるため、個人情報に該当し得る。
  - LiDAR等による点群データの計測は、現在の計測技術では顔や個人を特定できるレベルの高密度計測は難しいため、原則として個人情報の取得には該当しない。ただし、顔面や骨格など**特徴量データ**までを詳細に計測する例外的な場合には、個人情報に該当する。
  - カメラ画像から抽出した性別や年齢といった属性情報や、人物を全身のシルエット画像等に置き換えて作成した移動軌跡データ（人流データ）については、抽出元の本人を判別可能なカメラ画像や個人識別符号等本人を識別することができる情報と容易に照合することができる場合を除き、個人情報には該当しないと考えられている。
  - 位置情報については、それ自体のみでは個人情報には該当しないが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し得る。

# 3D都市モデルの法的課題(10) 肖像権・プライバシー

- 撮影・計測行為において、街中の個人の容ぼう・姿態が承諾なく撮影され、その画像データが利用される場合、**肖像権侵害**の問題が発生し得る。
- 容ぼう・姿態以外の私生活上の事柄についても、当該撮影・計測行為により私生活上の平穩の利益が侵され、違法と評価されるものであれば、**プライバシー侵害として不法行為を構成**し、法的な救済の対象となる。
- 当該撮影・計測行為が違法となるか否かは、被撮影・計測者の私生活上の平穩の利益の侵害が**社会生活上受忍の限度を超えるものといえるか**で判断。
  - 裁判所は、一般に公道における撮影行為では、周囲の様々な物が写ってしまうため、私的事項が写真・画像に写り込むことも十分あり得るため、そのことも一定程度は社会的に容認されていると考えられること、**画像の解像度が目視の次元とは異なる特に高精細なものであるといった事情もないこと**等を考慮して、**画像を撮影し、これをインターネット上で発信することも、未だ原告が受忍すべき限度の範囲内にとどまると判断**（Googleストリートビュー事件福岡高裁平成24年7月13日判決）。
  - 「公共空間」「準公共空間」「特定空間」の区別（経産省「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0」）
  - 3D都市モデルの作成・公開に特化して判断基準や留意点をガイドライン等で整理できれば◎

# 3D都市モデルの法的課題(11) 既存資料・データの契約

- 既存資料・データ（セット）を利用する場合、その契約（利用規約）において**3Dデータ化、公開、エンドユーザーの利用に制約が生じないか要確認。**
  - 3D都市モデルについてはオープンデータ化が重要になるが、エンドユーザーが営利利用、改変等、制約なく無償で利用できることが条件となるため、既存資料・データの利用にこの障害となる契約条件が含まれないか確認することが肝要である。
- 第三者に撮影・計測行為を委託する場合や第三者から3Dデータ等の提供を受ける場合、当該第三者との間において**次の内容を含む契約を締結する必要。**
  - 当該データに関する著作権（著作権法27条および第28条に定める権利を含む）等の知的財産権の譲渡または利用許諾（利用許諾の場合には公衆への再許諾を含む）
  - 著作者人格権の不行使
  - 知的財産権や肖像権、プライバシー権等の第三者の権利侵害が存在しないことの確認・保証
  - 個人情報・データを含まないか、含む場合には個人情報保護法に基づく対応がなされているかを確認すること

# 参照・参考文献

- 東京都「都市の3Dデジタルマップ整備・運用要件定義書（案）」（2022年3月）
- 国土交通省「3D都市モデル標準作業手順書」
- 中川隆太郎「第4章 空間デザイン」（茶園成樹、上野達弘編著『デザイン保護法』（勁草書房、2022）
- 関真也「3D都市モデルの生成と利活用に関する著作権法上の論点整理」（国土交通省「3D都市モデルの整備・活用促進に関する検討分科会」第3回資料）
- 青木大也「3D データと意匠法 —3D プリンタの活用を見据えて—」（「パテント」Vol.73、No.8、P191～193）
- 水野祐「都市データの権利と利活用」（建築情報学会シンポジウム）
- 個人情報保護委員会「個人情報保護委員会個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月（令和3年10月一部改正）P22
- 個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A」（平成29年2月16日（令和4年4月1日更新）Q14-1
- 経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0」
- 本資料をレビューしてくれたシティライツ法律事務所のメンバーにこっそり感謝します🙏

**Thank you** 🙏

**tasuku.mizuno@citylights.law**

 [@TasukuMizuno](https://twitter.com/TasukuMizuno)